

令和 2 年 2 月 3 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 2 年 2 月 4 日から令和 2 年 3 月 4 日までの間、意見を公募します。

1 主な改正内容

政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討が行われていることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行いました。

検討の結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととするものです（改正対象となる様式は、以下のとおり。）。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 （消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 3 条の 2 第 1 項）	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第 1 号の 2 （規則第 3 条第 1 項関係）
防災管理に係る消防計画 （令第 48 条第 1 項）	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第 1 号の 2 （規則第 51 条の 8 第 1 項関係）
全体についての防火管理に係る 消防計画 （令第 4 条の 2 第 1 項）	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 （規則第 4 条第 1 項関係）
全体についての防災管理に係る 消防計画 （令第 48 条の 3 第 1 項）	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 （規則第 51 条の 11 の 2 関係）
消防用設備等・特殊消防用設備 等検査済証 （消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2）	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第 1 号の 2 の 3 の 2 （規則第 31 条の 3 第 4 項）
消防用設備等試験結果報告書 （法第 17 条の 3 の 2）	試験実施者	—	平成元年消防庁告示第 4 号別記様式第 1 から別記様式第 38 まで （規則第 31 条の 3 第 5 項）
防火対象物点検結果 （法第 8 条の 2 の 2 第 1 項）	防火管理者 立会者	—	平成 14 年消防庁告示第 8 号別記様式第 2 （規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項関係）
防災管理対象物点検結果 （法第 36 条第 1 項）	防災管理者 立会者	—	平成 20 年消防庁告示第 19 号別記様式第 2 （規則第 51 条の 12 第 2 項関係）

2 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）

○ 意見公募要領の詳細については、別添を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和2年3月4日（水）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 村田課長補佐、五味

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討が行われていることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行いました。

検討の結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊞マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととするものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意

見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年2月4日（火）から令和2年3月4日（水）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：五味

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則、平成元年消防庁告示第4号、平成14年消防庁告示第8号及び平成20年消防庁告示第19号の一部改正について

令和2年2月
消防庁予防課

【概要】

政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討が行われていることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行った。

検討の結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととする（改正対象となる様式は、以下のとおり。）。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 （消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第3条の2第1項）	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第1号の2 （規則第3条第1項関係）
防災管理に係る消防計画 （令第48条第1項）	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第1号の2 （規則第51条の8第1項関係）
全体についての防火管理に係る消防計画 （令第4条の2第1項）	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第1号の2の2の2 （規則第4条第1項関係）
全体についての防災管理に係る消防計画 （令第48条の3第1項）	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第1号の2の2の2 （規則第51条の11の2関係）
消防用設備等・特殊消防用設備等 検査済証 （消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2）	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第1号の2の3の2 （規則第31条の3第4項）
消防用設備等試験結果報告書 （法第17条の3の2）	試験実施者	—	平成元年消防庁告示第4号別記様式第1から別記様式第38まで （規則第31条の3第5項）
防火対象物点検結果 （法第8条の2の2第1項）	防火管理者 立会者	—	平成14年消防庁告示第8号別記様式第2 （規則第4条の2の4第3項関係）
防災管理対象物点検結果 （法第36条第1項）	防災管理者 立会者	—	平成20年消防庁告示第19号別記様式第2 （規則第51条の12第2項関係）

【施行期日】

これらの省令及び告示は、公布の日から施行する。ただし、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、これらの省令及び告示による改正前の様式を使用することができることとする。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条の二第一項、第四条の二第一項、第四十八条第一項及び第四十八条の三第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 正 始

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 5 1 条の 8 関係)

消防計画作成 (変更) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
防火 管理者	
住所	
氏 名	⑩
別添のとおり、 防火 管理に係る消防計画を作成 (変更) したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第 1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「防火 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

前 正 始

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 5 1 条の 8 関係)

消防計画作成 (変更) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
防火 管理者	
住所	
氏 名	⑩
別添のとおり、 防火 管理に係る消防計画を作成 (変更) したので届け出ます。	
管理権原者 住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名	⑩
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第 1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「防火 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年	月	日
統括		防火	防火	
防火		防火	管理者	
住所		氏名		
氏名		⑩		
別添のとおり、全体についての防火 防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1 （ ）項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年	月	日
統括		防火	防火	
防火		防火	管理者	
住所		氏名		
氏名		⑩		
管理権原者 住所 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏名 ⑩				
別添のとおり、全体についての防火 防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1 （ ）項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の3の2（第31条の3関係）

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証			
番		年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 			
下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。			
記			
申請者	住所		
氏名			
消防	所在地		
参加	名称		
用途			
火物	構造規模	造	地上 階 地下 階
	床面積	m ²	延べ面積 m ²
消防用設備等・特殊消防用設備等の種類			
検査年月日			
検査員	職名		
氏名	氏名		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

別記様式第1号の2の3の2（第31条の3関係）

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証			
番		年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 			
下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。			
記			
申請者	住所		
氏名			
消防	所在地		
参加	名称		
用途			
火物	構造規模	造	地上 階 地下 階
	床面積	m ²	延べ面積 m ²
消防用設備等・特殊消防用設備等の種類			
検査年月日			
検査員	職名		
氏名	氏名		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第三条第一項、第四条第一項（同規則第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八第一項に規定する届出書並びに同規則第三十一条の三第四項に規定する検査済証の様式については、この省令による改正後の同規則別記様式第一号の二、別記様式第一号の二の二及び別記様式第一号の二の三の二にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 林 崎 理

別記様式第一から別記様式第三十八まで中「 」を「 」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第三十一条の三第一項第二号に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第一から別記様式第三十八までにかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 林 崎 理

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(701)

防火管理者									(印)
立会者									(印)
点検年月日	年	月	日	～	年	月	日		
防火管理維持記録				記録の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無 保存の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無					
防火対策物の概要(号種)	事項階別	用	途	床面積	点検する部分の床面積	備考			
							階	m ²	
	階				m ²				
	階				m ²				
	階				m ²				
	階				m ²				
	階				m ²				
合計					m ²				
備考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第二にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 林 崎 理

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

防災管理者	
立会者	
点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日

防災管理者	⑦
立会者	⑧
点検年月日	年 月 日 ～ 年 月 日

防 災 管 理 対 象 物 の 概 要	事項		用	途	床	面	積	点検する部 分の床面積	備 考
	階別								
階 別 概 要 (号 棟)	階						m ²		
	階						m ²		
	階						m ²		
	階						m ²		
	階						m ²		
合計							m ²		

防 災 管 理 対 象 物 の 概 要	事 項		用 途	床 面 積	点検する部 分の床面積	備 考
	階 別	階				
階 別 概 要 (号 棟)		階		m ²		
		階		m ²		
		階		m ²		
		階		m ²		
		階		m ²		
合計				m ²		

備考	備考	備考
1 この用紙の大きさは、日本医薬規格A4とすること。		

備考	1	この用紙の大きさは、日本医薬規格A4とすること。
----	---	--------------------------

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 防災管理維持台帳の欄は、該当する□にシ点を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第二にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。